

監査結果公表第20－12号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年1月28日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	伊藤輝夫
同	岡田広一

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第1回工事監査

平成19年度小阪合排水区第23工区下水道工事

平成20年12月26日付け八土下建第427号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八土下建第427号
平成20年12月26日

八尾市監査委員	富永峰男様
同	八百康子様
同	伊藤輝夫様
同	岡田広一様

八尾市長 田中誠太

監査の結果に対する措置の通知について

平成20年10月2日付け監査報告第20-1号の、随時監査（工事監査）の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の内容

土木部 下水道建設課

平成19年度小阪合排水区第23工区下水道工事

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
1 設計について (ア) 推進工事の工法選定にあたっては、フロー図などを作成し明確にしておくこと。	措置状況 1. 措置済（平成20年9月1日） 工法選定のフローを作成し明確にしました。
(イ) 人孔内に内副管を設ける場合は、接続管の落差が大きいことから管を曲げずにシンプルな配管とされたい。	措置状況 1. 措置済（平成20年9月1日） 内副管を設ける場合は、原則として直管を使用しシンプルな配管としておりますが、今回図面に記載されている内副管については将来施工であり、実施の際にはシンプルな配管といたします。
2 施工監理について (ア) 推進管の据付精度については、実流量に見合うものとなっているか確認しておくこと。	措置状況 1. 措置済（平成20年7月17日） マンホール間ごとに実流量に見合うものになっていることを確認しました。
(イ) 発進立坑の施工において、鋼矢板の継手箇所を用いる補強鋼板の部材寸法は、写真による記録確認をしておくこと。	措置状況 1. 措置済（平成20年9月1日） 部材寸法を写真により記録確認しました。
3 現場施工状況について (ア) 中間立坑内で推進管のはつり作業等を行う場合、粉塵等による作業環境の安全管理面の点検を怠らないこと。	措置状況 1. 措置済（平成20年7月15日） 作業環境の安全面について再度確認を行いました。
(イ) 発進立坑では人孔の鉄筋組立が行われていたが、コンクリートの耐久性を確保する必要から、型枠と鉄筋のかぶり厚さについて再確認しておくこと。	措置状況 1. 措置済（平成20年7月15日） 型枠と鉄筋のかぶり厚さについて再確認を行いました。
(ウ) 現場周囲の安全確保について、歩行者等に注意を促すためのテープや表示を行うなど万全を期されたい。	措置状況 1. 措置済（平成20年7月14日） 歩行者に注意を促す表示を行うと共に、交通誘導員に対して安全誘導を強化徹底するよう指導しました。